

事業者の皆さまへ!

消費税

# 令和5年10月1日 インボイス制度が始まります!

## インボイス登録申請相談会

### 【説明内容】

- ◇ 消費税の基本的な仕組み
- ◇ インボイス制度の概要、売手・買手の留意点
- ◇ 登録申請サポートの概要

税務職員ふたば

相談無料  
秘密厳守!



インボイス制度が始まると、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付するインボイスを保存する必要があります。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要であり、制度開始時（令和5年10月1日）にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

説明会では、消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の概要まで幅広く、広島国税局職員が説明します。また、説明会終了後に登録申請を希望される方は、登録申請をサポートします。

## インボイス登録申請相談会の開催お知らせ

開催日時	講師（説明者）	定員
令和4年11月9日(水) 15:00～16:00 会場：広島商工会議所7階会議室	広島国税局 軽減税率・インボイス制度係 職員	10名 (先着順)
令和4年12月14日(水) 15:00～16:00 会場：広島商工会議所7階会議室	広島国税局 軽減税率・インボイス制度係 職員	10名 (先着順)
令和5年1月11日(水) 15:00～16:00 会場：広島商工会議所7階会議室	広島国税局 軽減税率・インボイス制度係 職員	10名 (先着順)

◇上記の説明会・相談会への参加希望の方は下記にご連絡下さい。お申込みは先着順です。

お問合せ先

**082-222-6691** (経営支援第一課 担当:中山)

上記以外でも、無料のインボイス制度説明会を各税務署で開催していますので、広島国税局のホームページ又はお近くの税務署までお問合せください。

説明会  
開催日程  
▷▷▷▷

